

介護予防・日常生活支援総合事業について

平成 28 年 6 月から実施している介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について、誤りやすい事例やよくあるご質問等をお示ししますので、ご確認のうえ適切に対応していただくようお願いします。

1 本市独自サービスへの参入について

本市独自の介護予防・生活支援サービスである、生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスについては、平成 29 年 6 月 1 日時点において計 412 事業所を指定しています。

今後も利用者が増加することが予想されますので、更なる参入をお待ちしております。指定申請の手続き等に関しては「NAGOYA かいごネット」にてご案内を行っております。

(平成 29 年 6 月 1 日時点)

サービス種別	生活支援型 訪問サービス	ミニデイ型 通所サービス	運動型 通所サービス
指定件数	217 件	60 件	135 件

2 予防専門型サービスのみなし指定について

平成 27 年 3 月 31 日時点で介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、予防専門型訪問サービス又は予防専門型通所サービスの指定を受けているものとみなす経過措置をとっておりましたが、みなし指定は平成 30 年 3 月 31 日をもって終了します。

みなし指定から「予防専門型訪問サービス」、「予防専門型通所サービス」の一般指定への移行手続きについては、今後「NAGOYA かいごネット」にてお知らせしますのでご確認をお願いします。

3 総合事業のサービス費請求にかかる留意事項

(1) 本市のサービス種別とサービス種類コードについて

予防専門型通所サービスについては、サービス種類コード A 6 のみを使用します。みなし指定事業者についても、サービス種類コード A 6 での請求となりますのでご注意ください。また、名古屋市外のみなし指定事業者が、請求を行う場合には、本市への届出（介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等）が別途必要となります。

また、みなし指定が終了する平成 30 年 4 月以降のサービス種類コード等については、今後「NAGOYA かいごネット」にてお知らせしますのでご確認をお願いします。

＜本市のサービス種別とサービス種類コード＞

サービス種別	サービス種類コード	対象事業者
予防専門型訪問サービス	A 1	総合事業のみなし指定を受けた事業者(平成27年3月31日時点で介護予防訪問介護の指定を受けている事業者)
	A 2	本市の予防専門型訪問サービスの指定又は更新を受けた事業者
生活支援型訪問サービス	A 3	生活支援型訪問サービスの指定を受けた事業者
予防専門型通所サービス	A 6	総合事業のみなし指定を受けた事業者(平成27年3月31日時点で介護予防通所介護の指定を受けている事業者 ※市外事業者の場合は、別途届出が必要)
		本市の予防専門型通所サービスの指定又は更新を受けた事業者
ミニデイ型通所サービス 運動型通所サービス	A 7	ミニデイ型通所サービス又は運動型通所サービスの指定を受けた事業者

(2) 地域単価について

＜サービス種類コード A 1＞

事業所所在地における地域区分の単位数単価(介護給付費と同じ単位数単価)

＜サービス種類コード A 2、A 3、A 6、A 7＞

本市の単位数単価

サービス種別	サービス種類コード	単位数単価
訪問サービス	A 2、A 3	11.05円
通所サービス	A 6、A 7	10.68円

総合事業に係るQ&A

NO	分類	質 問	回 答	担当係
1	指定関係	総合事業の開始により、指定事業所の番号はどうなるのか？	P132の参考資料をご参照ください。	介護保険課 居宅指定係
2	指定関係	現在他市の介護保険被保険者が利用している市内の「介護予防訪問介護」もしくは「介護予防通所介護」事業所につき、他市の基準緩和型サービス（本市において「生活支援型訪問サービス」若しくは「ミニデイ型通所サービス・運動型通所サービス」にあたるサービス）の指定を受けることは可能か。	市内の事業所が市外の基準緩和型サービスの指定を受けることの可否については指定を行う自治体にお問い合せ下さい。指定を受けられる場合、通所系サービスについては定員の設定に関して以下のご留意ください。 通所介護・介護予防通所サービスで二つ目の定員、運動型通所サービスで三つ目の定員等のように、各サービスごとに定員の設定を行う必要があります。（全てのサービスを実施する場合） それに加え、他の自治体の基準緩和型サービスの指定を受ける場合は、さらに別の定員を設定する必要があります。 例えば他市の基準緩和型サービスも本市同様利用者1名あたり3㎡の機能訓練室を必要と仮定すると、事業所の機能訓練室が45㎡の場合、同時に受入れ可能な利用定員の上限は15名となります。従って定員15名を各サービスで割り振る必要があるため、通所介護・介護予防通所サービス1名、予防専門型通所サービスを10名、ミニデイ型通所サービス3名、運動型通所サービスを1名、他市の基準緩和型サービスを1名等のような設定を行う必要があります。各サービスに定める定員を超えて利用者の受入れを行うことはできません。 なお、本市以外に所在する事業所が、本市の基準緩和型サービスの指定を受けることは可能ですが、上記と同じ取扱いとなります。	介護保険課 居宅指定係
3	サービス 利用関係	予防専門型通所サービスを毎週月曜日に利用し、併せて毎週水曜日にミニデイ型通所サービスを利用することは可能か。	通所サービスのうち、予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスは併用できません。（いずれか1つのサービスをご利用いただけます。）	地域ケア推進課 地域支援係 介護保険課 指導係
4	サービス 利用関係	基本報酬の中に、「週2回以上」との区分があるが、これは「週2回」利用を前提としているのか、それとも「週2回～週7回」利用もありうるということか？なお、後者の場合、包括報酬の趣旨から市民の任意の金額を追加で徴収することはないのか？	「週2回～週7回」利用もありうることを前提としています。 なお、追加の金額徴収については、いきいき支援センターが作成するケアプランの中に元々週3回以上のサービス利用がその必要性から計画されている場合は不可であり、逆に週2回しか計画されていないにも関わらず本人のたつての希望等で余分に通っている場合には、その通いを総合事業とは関係のない任意の市民サービスと捉えますので追加の金額徴収も可能です。	介護保険課 指導係
5	サービス 利用関係	予防専門型通所サービスは、要支援者1は週1回しか使えないことではないか。	予防専門型通所サービスの場合、要支援1、事業対象の方が週1回しかご利用できないわけではなく、アセスメントの結果、ケアプラン上、週2回のご利用が必要であるということが明確であれば、週2回のご利用もいただけるものです。ただし、報酬については、週2回ご利用であっても要支援1、事業対象の方は週1回の区分で請求いただく形になります。	介護保険課 指導係

NO	分類	質 問	回 答	担当係
6	サービス 利用関係	生活支援型訪問サービスについては、最低何分のサービス提供から算定できますか。	1回当たりのサービス提供時間については、概ね45分～1時間程度としており、ケアプラン・計画において必要な程度の量が位置づけられると考えております。一概に何分以上という概念はありませんが、極端に短い時間のサービスはケアプラン上ありえないと考えております。	介護保険課 居宅指定係 指導係
7	サービス 利用関係	平成27年12月8日に行われた説明会資料81ページの生活支援型訪問サービスの提供に関するサービスの項には、「利用者の状態に応じて調理、掃除、洗濯等を利用者と一緒に行うことも可とする」との記載があるが、身体介護も生活支援型訪問サービスで提供することは可能なのか。	生活支援型訪問サービスについては、厚生労働省より通知されている「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号）」により、対応できるサービスを分類しています。具体的には、当該通知内の「2生活援助」のみを可としています。見守りの援助として一緒にを行うことは、生活支援型訪問サービスで提供することはできません。身体介護が必要な場合は、「予防専門型訪問サービス」の利用をさせていただくこととなります。	介護保険課 居宅指定係 指導係
8	サービス 利用関係	運動型通所サービスを利用したいが、6ヶ月間の利用期間中、1ヶ月ほど本人の都合により利用できない期間がある場合、どうなるのか？	運動型通所サービスの利用については、サービス利用開始日から起算して6ヶ月間、原則24回の利用となります。お尋ねの場合、例えば24回に満たないからといって、利用期間の終期を1ヶ月延長することはできません。	地域ケア推進課 地域支援係 介護保険課 指導係
9	人員基準	予防専門型訪問サービス（一体型）の利用者数は、訪問介護事業所としてのサービス提供責任者の人員基準に含めて算出するのか。	訪問介護の利用者数と予防専門型訪問サービスの利用者数を合算したうえで、訪問介護として必要となるサービス提供責任者を配置することとなります。	介護保険課 居宅指定係 指導係
10	人員基準	「ミニデイ型通所サービス」の管理者は、同一建物内の「通所介護事業所」の管理者と兼務でよいか。また、「ミニデイ型通所サービス」の介護職員との兼務や、同一建物内の「通所介護事業所」の管理者以外の職種の兼務は可能か。	一体型もしくは時間外型のミニデイ型通所サービスの場合、「通所介護+ミニデイ型通所サービス（一体型もしくは時間外型）」全体を通して1人の管理者と考えるため、両者の管理者を1人で行うことは兼務にもならないと考えます。従って、後段の質問については、当該管理者はいまだ1職種しか行っていないことから、他の職種を1つまで兼務可能です。また、ミニデイ型通所サービス（単独型）の場合は、「通所介護」の管理者と「ミニデイ型通所サービス（単独型）」の管理者の「2事業所の管理者を兼務している」という位置づけとなりますので可能です。従って、すでに2職種を兼務していることから、管理者の3職種兼務禁止の規定により、もはやそれ以外の職種を兼務することはできません。（但し、同一建物内において3事業所以上の管理者のみを兼務する場合は例外的に可能）	地域ケア推進課 地域支援係 介護保険課 居宅指定係 指導係
11	請求関係	基本チェックリストによる手続きを進めておけば、認定審査の結果、「非該当」と判定された場合に「総合事業」の請求は可能となるのか。	要支援認定申請と同時に基本チェックリストを行い事業対象者に該当した場合や事業対象者が要支援認定申請をした場合、認定結果が「非該当」であっても、暫定プランで利用した総合事業サービスは、事業対象者として算定が可能です。一方、暫定利用した予防給付サービスについては、全額自己負担となります。	介護保険課 指導係

No	分類	質 問	回 答	担当係
12	請求関係	事業対象者が要支援認定を申請後（申請と同時に基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当した場合を含む。）総合事業サービスを利用し、要介護認定が出た時の取扱いはどうなるのか。	要介護認定者は総合事業サービスを利用することができませんが、介護給付サービスの利用を開始するまでの間は、事業対象者のまま取り扱うことで総合事業としての請求が可能で。その際には「要介護認定者の介護予防・生活支援サービス事業利用届出書」を区役所・支所に提出することが必要です。	介護保険課 指導係
13	請求関係	事業対象者が要支援認定の申請後に、介護予防支援の暫定プランに基づき、訪問サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護と判定された場合はどうなるのか。	PI33の参考資料「総合事業ガイドライン案に係るQ&Aについて」とおり、事業対象者のまま取り扱う場合は、訪問サービス分を総合事業として請求できますが、福祉用具貸与分は全額自己負担となります。 一方、要介護者として取り扱う場合は、福祉用具貸与分は給付対象となりますが、暫定利用した総合事業サービスが全額自己負担となります。ただし、予防専門型サービスに限り、従来の暫定ケアプランと同様のみなし対応を可能とします。	介護保険課 指導係
14	請求関係	No.13において、事業対象者が要支援認定申請後に訪問サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護と判定された場合は、「予防専門型サービスに限り従来の暫定ケアプランと同様のみなし対応を可能とする」旨が示されているが、要支援者が区分変更申請後に訪問サービスを変更申請しているところ、要介護と判定された場合にも、区分変更申請日以降の訪問サービスについて、予防専門型サービスであれば、従来の暫定ケアプランと同様のみなし対応が可能となるのか？	お見込みのとおりです。	介護保険課 指導係
15	請求関係	要支援1・2の方が総合事業の訪問サービスを利用している場合に、状態悪化等により途中で福祉用具貸与や訪問看護等の介護予防サービスの利用に変更できるか。その逆の場合はどうなるのか。 総合事業における月額包括報酬の日割りの算定方法は予防給付と同様か。	介護予防サービス及び総合事業サービスともに途中で利用開始（中止）することは可能です。 総合事業については、予防給付と異なり、利用者と契約開始や契約解除した場合に日割りの算定が可能です。	介護保険課 指導係
16	請求関係	次の場合、どのように月額包括報酬の日割り算定を行うのか？ ①月途中より新規で予防専門型サービスを利用する場合 ②予防専門型通所サービスからミニミニ型通所サービスに月途中で切り替えた場合。 ③介護給付の訪問介護を利用して要介護者が、認定更新時に要支援者と判定され、総合事業サービスを利用する場合 ④総合事業サービスを利用している者が、翌月から別の事業所で、同一種類の総合事業サービスを利用する場合	①予防専門型サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割りの算定を行います。 ②ミニミニ型通所サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割りの算定を行います。 ③総合事業サービスにかかる利用者と事業所との契約日として日割りの算定を行います。 ④総合事業サービスにかかる利用者と変更後の事業所との契約日を起算日として日割りの算定を行います。 なお、契約日については、別紙「いきいき支援センター連絡会資料」とおり、いきいき支援センターにおける標準的な取扱いが定められておりますので、留意してください。	介護保険課 指導係

No	分類	質 問	回 答	担当係
17	請求関係	<p>予防専門型訪問サービスについて、当初、週2回程度の(Ⅱ)型を算定していたものの、途中で状況が変化して週1回程度のサービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればよいか？</p>	<p>従来の介護予防訪問介護と同様、以下のように取り扱います。「平成18年3月27日付け介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A (Vol.2) 5」の内添から変更はありません。</p> <p>状況変化に応じて、提供回数を適宜、変更することとなります。なお、その際、報酬区分については、定額報酬の性格上、途中で変更する必要はありません。なお、状況の変化が著しい場合には、翌月から、支給区分を変更することもあります。</p>	介護保険課 指導係
18	請求関係	<p>NO.17に関連して、予防専門型訪問サービスについて、区分変更により途中で要支援度が変更となった(要支援1⇔要支援2)ことを機に、週2回のサービスの提供から週1回のサービスの提供に変更した場合の報酬区分はどうなるのか？</p>	<p>区分変更により途中で要支援度が変更となった場合であっても、報酬区分については、途中で変更する必要はありません。ただし、訪問サービスについて、要支援2であった者が週2回を超える程度の(Ⅲ)型を算定していた場合であって、途中で、要支援1に変更となった場合は、認定日以降は週2回程度の(Ⅱ)型を算定することとなります。</p>	介護保険課 指導係
19	加算関係	<p>予防専門型訪問サービスの「初回加算」について、次の場合に加算の対象となるのか。 ①要介護で訪問介護を利用していた方が、要支援と判定され予防専門型訪問サービスを利用したこととなった場合 ②生活支援型訪問サービスを利用していた方が、予防専門型訪問サービスを利用したこととなった場合</p>	<p>①、②のいずれの場合においても、初回加算の対象となります。</p>	介護保険課 指導係
20	加算関係	<p>生活支援型訪問サービス、ミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスにおける「自己評価・ユーズア評価参加加算」が算定できる要件は？</p>	<p>事業所が前年度において、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会が行う対象サービスの名古屋介護サービス事業者自己評価・ユーズア評価事業(以下「ユーズア評価」という。)を実施した場合に加算を算定することが可能となります。例えば、生活支援型訪問サービスを訪問介護等と一体的に運営する事業所において、訪問介護及び介護予防訪問介護、並びに予防専門型訪問サービスのみユーズア評価を実施した場合は当該加算の対象となりませんのでご注意ください。</p>	介護保険課 居宅指定係 介護保険課 指導係
21	加算関係	<p>ミニデイ型通所サービスおよび運動型通所サービスにおける「介護予防改善加算」が算定できる要件は？</p>	<p>各サービス事業所がサービスを提供し、サービス終了月において、利用者の心身の状態に改善がみられ、その状態を維持するよう、自立に向けたアドバイスや支援を行った場合、サービス終了月において、所定単位数に利用月数を乗じた単位数を加算するものです。(P139の参考資料を参照)</p>	地域ケア推進課 地域支援係 介護保険課 指導係

NO	分類	質 問	回 答	担当係
22	加算関係	No.21の介護予防改善加算は、いつの時点で加算されるのか？また、「名古屋市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領」によると、ミニタイプ型通所サービスの場合「介護予防改善加算を算定した場合、サービス利用者、サービス終了月の翌月末日まで、予防専門型通所サービス又は運動型通所サービスを利用できないものとする。」とあるが、1か月間サービスを利用していない事は誰がどのように確認するのか？	介護予防改善加算については、サービス利用終了月の請求に加算されることとなります。(P139の参考資料を参照)また、後段に関しては、いきいき支援センター又は委託居宅介護支援事業所がモニタリングを実施し、介護予防改善加算の有無とサービス終了月の翌月以降のケアプランにおける通所サービスの利用予定を確認し、矛盾がないように点検するよう、お願いいたします。	地域ケア推進課 地域支援係 介護保険課 指導係
23	加算関係	No.21の介護予防改善加算について、ケアプラン策定時点においては6か月後のサービス利用終了月に利用者の心身の状態が改善するかどうかは未定であるが、「介護予防サービス利用票・提供票(第7表)」および「介護予防サービス利用票・提供票別表(第8表)」(以下、「サービス利用票等」という。)の作成にあたり、「介護予防改善加算」は見込みで算定するのか？また利用者への説明及び同意はどのように行うのか？	「介護予防改善加算」については、ケアプラン作成時に6か月後のサービス利用終了月に当該加算がつく前提で計画したうえで、サービス利用票等を利用者へ説明し、同意を得てください。また、介護予防改善加算の具体的な説明については、原則としてサービス提供事業所が重要事項説明時に実施するものとします。なお、サービス提供事業所が重要事項説明時に訪問月までの予定分をまとめて交付することは差し支えありませんが、介護予防改善加算の対象とならないなど、プランに変更がある場合は、差し替えることとします。	地域ケア推進課 地域支援係 介護保険課 指導係
24	加算関係	運動型通所サービスにおける評価加算はいつの時点で算定されるのか？また、評価加算におけるサービス利用票等の作成についても、介護予防改善加算と同様、見込みで算定するのか？	評価加算については、サービス提供開始日から3か月経過時及び6か月経過時において、サービス利用者の日常生活の状況や心身の状態等の把握をするための評価を実施した月に算定されます。(P140の参考資料を参照)なお、後段に関してはお見込みとおおりです。	地域ケア推進課 地域支援係 介護保険課 指導係
25	介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA及びケアマネジメントBをいきいき支援センターが居宅介護支援事業所に委託する場合、初回の介護予防ケアマネジメント時にはいきいき支援センターがアセスメント又はサービス担当者会議に立ち会うことが必要か。	委託先の居宅介護支援事業所が実施するアセスメント又はサービス担当者会議に立ち会うことが必要です。	地域ケア推進課 地域支援係 介護保険課 指導係
26	介護予防ケアマネジメント	○「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A【平成27年3月31日版】(厚生労働省老健局振興課)から抜粋 第4 サービス利用の流れ 問8 要支援者が認定の有効期間満了に伴い、総合事業のサービス事業利用に移行する場合、初回加算は算定できないとのことだが、サービス事業利用から、新たに要支援の認定を受けて、給付のサービスを利用する事となった場合、初回加算は算定できるのか。	介護予防ケアマネジメントに移行した場合の介護予防支援の初回加算の算定については、過去2月以上当該地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合に限られます。	地域ケア推進課 地域支援係 介護保険課 指導係

No	分類	質 問	回 答	担当係
27	介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントAおよびBについて、ケアプランの自己作成は何故認められないのか？	国のガイドラインによると、「新しい総合事業における介護予防ケアマネジメントは、第1号介護予防支援事業として、地域包括支援センターによって行われるもの」とされており、「ケアプランの自己作成に基づくサービス事業の利用は想定していません。」とされており、ご理解ください。よろしくお願いいたします。	地域ケア推進課 地域支援係 介護保険課 指導係
28	介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントBの計画について、運動型通所サービスを利用される際、(事業所が行う)評価加算やユーザー加算なども計画書に記載しておかないといけないのか？	ケアマネジメントBの計画においては、各サービス事業所において算定される加算を明記する必要はありません。ただし、実際にサービスを提供する事業所においては、個別のサービス計画における目標や具休案を記載する欄へ加算について記載し、利用者への説明を行ってください。	地域ケア推進課 地域支援係 介護保険課 指導係
29	介護予防ケアマネジメント	1名の介護支援専門員のケアプランの持ち件数は、35件が標準とされているが、ケアマネジメントA・B・Cは何件として数えればいいのか？	ケアマネジメントA及びBについては、ケアマネジメントごとに0.5件として考えます。それに対し、ケアマネジメントCは、初回ケアマネジメントを実施するのみであるため、件数に算入する必要はありません。なお、ケアマネジメントA及びBの作成によって1名の介護支援専門員のケアプラン作成数が39名を超えた場合であっても減算とはなりません。当該減算規定の趣旨を踏まえ35名を超えないように介護支援専門員を配置することが望まれます。また、ケアマネジメントA・B・C以外のケアプラン作成により39件を超えることとなった場合は、従来どおりの減算規定が適用されるため注意してください。	地域ケア推進課 地域支援係 介護保険課 指導係
30	サービス担当者会議	今回、二次予防事業利用者で一定の条件を満たした利用者に限り、サービス担当者が省略できる取り扱い扱いであったが、平成28年6月以降、総合事業において他にサービス担当者が省略できる場合があるのか？	二次予防事業利用者のうち一定条件を満たす場合、サービス担当者が省略できる取り扱い扱いとしますが、平成28年6月に一斉に移行するために設けた例外的な取り扱いであるため、他にサービス担当者会議が省略できる場合はございません。但し、日程調整がとれない場合等、サービス担当者会議の開催が困難である場合、会議開催に代えて関係者に照会することは可能です。	介護保険課 指導係 地域ケア推進課 地域支援係
31	その他	A市の被保険者は、B町の総合事業を利用できるのか。(住所地特例者では無い場合)	A市の被保険者は、B町の総合事業を利用することはできません。A市の被保険者は、A市の指定を受けた事業者(A市以外に所在する事業者を含む)により、A市の総合事業のみを利用することができます。	介護保険課 居宅指定係 指導係
32	その他	滞納者への給付制限の取扱いはいはどのようなものになるのか。	総合事業は給付制限の対象外とします。被保険者証に給付制限の記載がされている場合は、介護給付及び介護予防給付は給付制限の対象となります。滞納者となり、新しい総合事業については給付制限の対象とはなりません。	介護保険課 認定保険料係

事業所番号及びサービスコードについて

○介護予防訪問介護（市内・市外）

	事業所番号		サービスコード	
		H27.3.31 までに指定	H27.4.1 以降に指定	H27.3.31 までに指定
介護予防訪問介護	介護予防訪問介護と同じ		介護予防訪問介護と同じ	
予防専門型	新たな番号 ※1		A1	A2
生活支援型	新たな番号 ※1		A3	

○介護予防通所介護（市内・市外）

	事業所番号		サービスコード	
		H27.3.31 までに指定	H27.4.1 以降に指定	H27.3.31 までに指定
介護予防通所介護	介護予防通所介護と同じ		介護予防通所介護と同じ	
予防専門型	新たな番号 ※1		A6（※2市外は届出必要）	A6
ミニデイ型	新たな番号 ※1		A7	
運動型	新たな番号 ※1		A7	

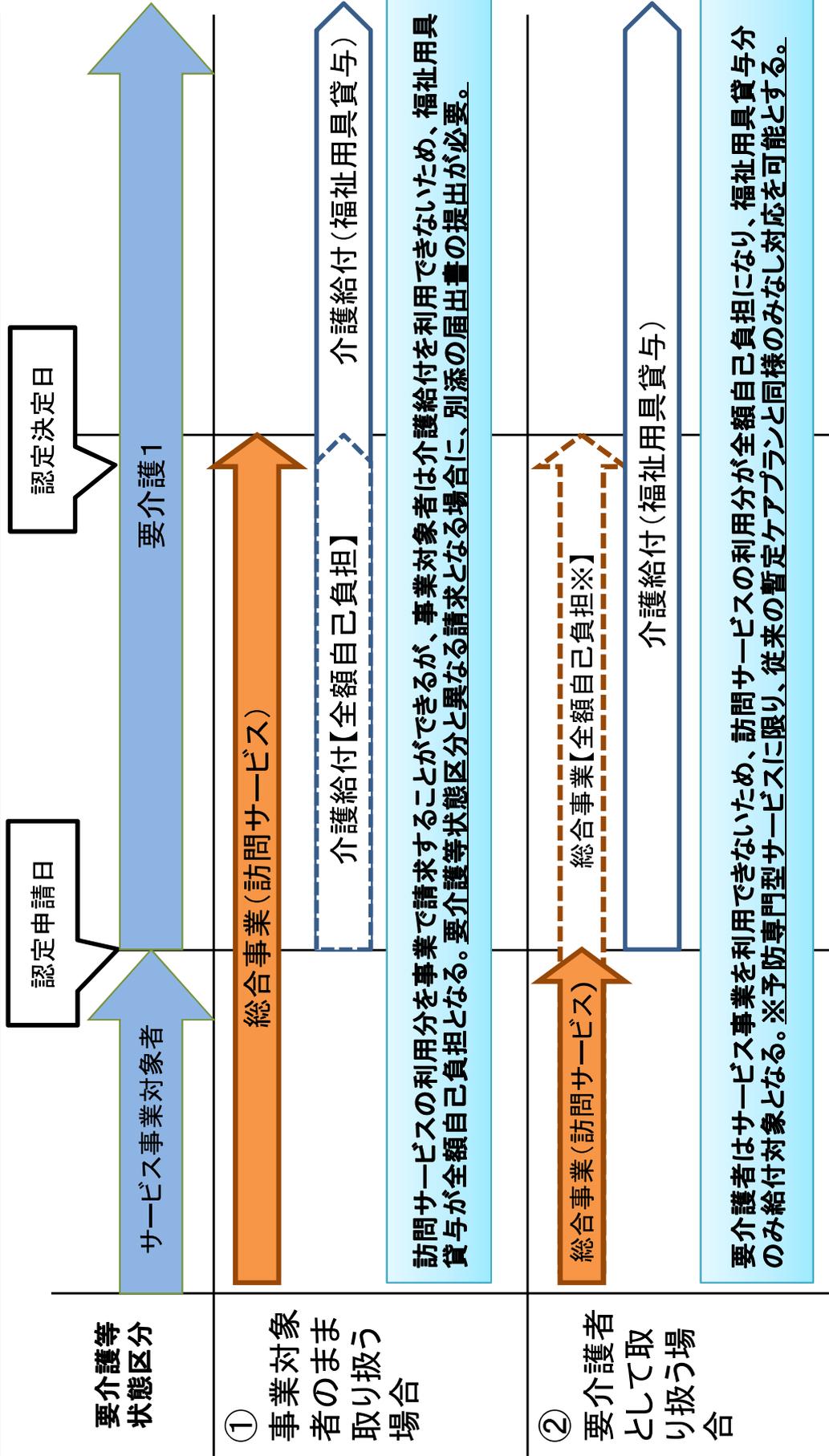
※1 「新たな番号」と記載している箇所は全て「23A～」の番号が当てはまる。

事業所が基準緩和型サービスを訪問介護等と一体的に行う（一体型で指定を受ける）場合等、その事業所に既に「23A～」の番号が発行されていれば（他市町村による指定も含む）、その後指定を受けるサービスは先に発行された番号がそのまま適用される。

※2 名古屋市のみなし指定事業所が請求を行う場合には、A6で請求するための本市への届け出（介護給付費算定に係る体制等に
関する届出書等）が別途必要

総合事業ガイドライン案に係るQ&Aについて 平成27年3月31日介護保険最新情報vol.450

基本チェックリストによる事業対象者が訪問サービスを利用していたが、要支援認定申請を行い、介護予防支援の暫定プランに基づいて訪問サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、訪問サービスの利用分は全額自己負担になるのか。【第4 サービス利用の流れ 問4】 ※表現の若干の修正有り



(宛先) 名古屋市 区長

要介護認定者の介護予防・生活支援サービス事業利用届出書

私は、以下の要介護認定有効期間の開始日以降、介護給付サービスを利用するまでの間に利用した介護予防・生活支援サービス事業費の支給を希望しますので届出します。

<申請者>

被保険者番号

1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

氏名 介護 太郎

住所 名古屋市〇〇区〇〇町△△

<要介護認定有効期間>

平成28年10月20日 ~ 平成29年4月30日

<認定有効期間中の総合事業サービス利用期間>

平成28年10月20日 ~ 平成28年11月19日

<介護サービス利用開始(予定)日>

平成28年11月20日

窓口に来られた方(郵送の場合、ご本人が来所された場合は記入する必要はありません。)

住所

氏名

[被保険者との関係 家族・事業者・その他 ()]

質問や意見等について

【質問】

● 「新しい総合事業」の日割り算定について

NAGOYAかいごネットに平成 28 年 6 月 8 日付けで掲載された介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）に係る Q & A の No. 7 において、月額包括報酬の日割り算定では、「契約日については、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を用いても差し支えない。」と記載されているが、29 の各いきいき支援センターにおいて対応を統一したいと考えている。下記の内容を、いきいき支援センターにおける標準的な取扱いとしても良いか。

<新しい総合事業の日割り算定における契約日の取扱いについて>

- ・原則、契約書内の契約期間に利用開始予定日を記入し、その日を「契約日」とみなして日割り算定を行う。
- ・契約書内に契約期間の記載のない場合は、サービス担当者会議などの場で、利用者と事業者が合意のうえで利用開始予定を決め、それを「契約日」とみなして、ケアプラン・利用票に反映させる。
- ・結果として、利用開始日が変更となっても、日割りの算定開始日（契約日）は変更しない。

～いきいき支援センター事務局～

特に問題ありません。ただし、上記の内容はいきいき支援センターにおける標準的な取扱いであるため、個々のケースにおいて、利用者と事業所の合意を図ったうえで、対応していただくようお願いします。

上記内容に係る想定 Q A

【質問】

上記の標準的な取扱いの説明をしたうえで、事業所から、利用者との契約日を起算日としたいとの申し出があった場合はどのように対応すれば良いか。

厚労省事務連絡には契約日を起算日とする旨が示されていること、及び上記の標準的な取扱いは利用者と事業所の合意が前提であることから、質問のケースでは利用者との契約日を起算日として対応することになります。

【質問】

既に契約を交わし、利用者に対して費用等の説明を終えている場合に、上記の標準的な取扱いを遡って適用する必要があるか。

質問のケースにおいて、契約日や契約書内の契約期間を起算日として対応している場合には、遡ってやり直す必要はありません。

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2		
介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	開始	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日	
		・区分変更(要介護→要支援)	契約日	
		・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)		
		・事業開始(指定有効期間開始)		
		・事業所指定効力停止の解除		
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日	
	終了	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日	
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日	
		・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日	
			・区分変更(要支援→要介護)	契約解除日
			・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	(廃止・満了日) (開始日)
		・事業廃止(指定有効期間満了)		
・事業所指定効力停止の開始				
・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日			
・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日			
・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日			

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2	
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援) 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約開始 	契約日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合) 	契約解除日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1) 	退居日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1) 	契約解除日の翌日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1) 	退所日の翌日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援) 	変更日
		<ul style="list-style-type: none"> ・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との契約解除 	契約解除日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合) 	サービス提供日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1) 	入居日の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1) 	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1) 	入所日の前日

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
 ※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

<介護予防改善加算>

内 容															
区 分															
概 要	<p>利用者の心身の状態に改善がみられ、その状態を維持するよう、自立に向けたアドバイスや支援を行った場合、サービス終了月において、所定単位数に利用月数を乗じた単位数を加算するもの</p>														
対象サービス	<p>・ミニデイ型通所サービス ・運動型通所サービス</p>														
算定要件	<p>「心身の状態の改善」とは、<u>ミニデイ型通所サービスは以下の①を、運動型通所サービスは以下の①と②の両方を満たすこと</u>をさす。</p> <p>① 基本チェックリストの No.1 から No.20 までの項目について、サービス終了時における該当項目の合計数が、サービス利用前の該当項目の合計数より<u>減少していること</u></p> <p>② 基本チェックリストの No.6 から No.10 までの項目について、サービス終了時における該当項目の合計数が、サービス利用前の該当項目の合計数より<u>増加していないこと</u></p> <p>また、<u>運動型通所サービスはサービス提供終了日から1か月間、ミニデイ型通所サービスはサービス終了月から翌月末日までは、他の通所サービスを利用しなくても、改善された心身の状態が維持できることを要件とする。</u></p>														
単位数	<p>【50 単位×利用月数】 をサービス終了月に加算（利用月数の上限は6月）</p> <p>例) ① 6か月利用して状態改善して終了：50 単位×6 月→300 単位</p> <p>② 3か月利用して状態改善したので、利用可能期間の途中で、サービスを終了：50 単位×3 月→150 単位</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ① 6/1 利用開始 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">6月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">7月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">8月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">9月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">10月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">11月</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">11/30 利用終了予定</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">→11 月利用分に 300 単位 を算定</p> </td> <td style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> ② 6/1 利用開始 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">6月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">7月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">8月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">9月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">10月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">11月</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">8/31 利用終了（当初のケアプランは11/30 利用終了予定）</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">→8 月利用分に 150 単位 を算定</p> </td> </tr> </table>	① 6/1 利用開始 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">6月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">7月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">8月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">9月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">10月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">11月</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">11/30 利用終了予定</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">→11 月利用分に 300 単位 を算定</p>	6月	7月	8月	9月	10月	11月	② 6/1 利用開始 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">6月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">7月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">8月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">9月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">10月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">11月</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">8/31 利用終了（当初のケアプランは11/30 利用終了予定）</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">→8 月利用分に 150 単位 を算定</p>	6月	7月	8月	9月	10月	11月
① 6/1 利用開始 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">6月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">7月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">8月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">9月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">10月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">11月</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">11/30 利用終了予定</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">→11 月利用分に 300 単位 を算定</p>	6月	7月	8月	9月	10月	11月	② 6/1 利用開始 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">6月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">7月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">8月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">9月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">10月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 12.5%; text-align: center;">11月</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">8/31 利用終了（当初のケアプランは11/30 利用終了予定）</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">→8 月利用分に 150 単位 を算定</p>	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
6月	7月	8月	9月	10月	11月										
6月	7月	8月	9月	10月	11月										
その他 留意点	<p>以下の理由によりサービスを終了した者は、算定要件を満たしている場合でも加算を算定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体状態等の悪化により、通所が困難になった場合 ・介護保険の認定申請の結果、要介護状態に認定された場合 ・本人が死亡した場合 ・その他、サービスを終了する理由が不明なものや把握が困難な場合 														

<評価加算>

区分	内容						
概要	サービス提供開始日から3か月経過時及び6か月経過時において、サービス利用者の日常生活の状況や心身の状態等を把握するための評価を実施した月に所定の単位数を加算するもの						
対象サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・運動型通所サービス 						
算定要件	<p>所定の評価項目について評価を実施した場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【所定の評価項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主観的健康感 ・基本チェックリスト ・転倒リスクアセスメント ・体力測定【・開眼片足立ち ・歩行能力 ・握力 ・TUG (Time Up & Go) ・その他】 </div>						
単位数	<p>【230 単位】 を評価実施月に加算</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>6/1 利用開始</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">6 月</td> <td style="width: 16.6%;">7 月</td> <td style="width: 16.6%;">8 月</td> <td style="width: 16.6%;">9 月</td> <td style="width: 16.6%;">10 月</td> <td style="width: 16.6%;">11 月</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">11/30 利用終了予定</p> <p style="text-align: right;">→ 8 月利用分に 230 単位 を算定</p> <p style="text-align: right;">→ 11 月利用分に 230 単位 を算定</p> </div>	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月		

『介護予防・日常生活支援総合事業における状態像の目安の見直しについて』

平成 28 年 6 月から開始しました介護予防・日常生活支援総合事業につきまして、「予防専門型訪問サービス」及び「予防専門型通所サービス」の利用対象となる方の「状態像の目安」を示し、事業を実施してきました。

今般、事業の実施状況を検証した結果、「状態像の目安」が曖昧といった意見等から、より客観的で分かりやすい内容に変更し、心身の状態に応じた適切なサービスを案内するため「状態像の目安」を平成 29 年 5 月 1 日より下記のとおり見直しましたので、ご承知おきくださいますようお願い致します。

【見直し後の状態像の目安】

各サービスについて、状態像の目安のうち①～④のいずれかに該当すること。

区分等	見直し後	見直し前
予防専門型訪問サービス	状態像の目安	<ul style="list-style-type: none"> ① 継続的なサービス利用が必要な方（これまで「介護予防訪問介護」を利用していた方） ② 身体介護が必要な方 ③ 専門職による見守りが必要な方（退院直後や自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時支援できる状態で行う見守り等） ④ その他①から③までの状態像に準ずる方
	基準	状態像の目安に対する基準の定めはなし
予防専門型通所サービス	状態像の目安	<ul style="list-style-type: none"> ① 継続的なサービス利用が必要な方（これまで「介護予防通所介護」を利用していた方） ② 通所サービスの利用にあたり、日常生活動作のうちの「入浴」、「更衣」、「排泄」のいずれかにおいて見守りが必要な方 ③ 転倒の既往（過去1年以内に1回以上）がある等、転倒の危険性が高いことにより、閉じこもりがちで、通所サービスを利用するにあたり送迎が必要な方 ④ その他①から③までの状態像に準ずる方
	基準	状態像の目安に対する基準の定めはなし

「生活支援型訪問サービス」「ミニデイ型通所サービス」指定事業所の 空き状況に関する情報の提供について

「生活支援型訪問サービス」「ミニデイ型通所サービス」の円滑な利用案内のため、NAGOYAかいごネットにおいて、各指定事業所の空き状況（新規利用者受け入れ可能状況）に関する情報を29年4月より提供しています。

指定事業所においては、空き状況を所定の様式にて事業所が所在する圏域のいきいき支援センターへご報告いただきますようお願いいたします。

1 提供方法

毎月末、NAGOYAかいごネットに、「生活支援型訪問サービス」、「ミニデイ型通所サービス」の指定事業所すべてについて、翌月および翌々月の空き状況（新規利用者受け入れ可能状況）を提供します。（下表太枠内）

No.	事業所情報					通常の事業の実施地域														4月の事業所空き状況					5月の事業所空き状況										
	介護保険 事業所 番号	法人(個人)名	事業所名	事業所 所在区	事業所所在地	事業所 電話番号	千種	東	北	西	中村	昭 和	瑞 穂	熱 田	中 川	港	南	守 山	緑	名 東	天 白	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	23401 *****	*****	*****	千種	**町**-*-*	052- ***- ****	○	○					○									○	-	△	○	○	○	×	-	-	△	○	○	○	△
23402 *****	*****	*****	東	**町**-*-*	052- ***- ****		○				○	○										-	○	○	○	○	問	-	○	○	○	○	○	×	

2 調査方法

指定事業所から毎月15日までに、事業所が所在する圏域のいきいき支援センターへ翌月および翌々月の空き状況をFAXで報告をいただきます。

※報告様式は次頁「事業所空き状況について」をご確認ください。

(NAGOYAかいごネットからダウンロードできます)

《受け入れ状況の目安》

○：十分空き有り △：少し空き有り ×：空きなし
問：問い合わせ可 ー：休業日 空白：情報なし

※上記は、受け入れ状況を記入する際の目安としてお考えください。現利用者状況のほか、事業所の都合等も勘案いただき、新規利用者の受け入れ可能状況を記入していただければ結構です。

3 報告にあたっての留意点

- (1) 毎月の報告にご協力をお願いします。ただし、当面の間、新規利用者の受け入れを行わない事業所については「その他特記事項」にその旨を記載いただければ、変更がない限り毎月の報告は不要です。
- (2) 報告する時点で把握できているおおよその受け入れ状況で構いません。次月の報告時までには受け入れ状況に変化があったとしても訂正の連絡は不要です。
- (3) 報告がない場合、事業所の受け入れ状況は情報なし（空白）として取り扱います。

() 区 () 部 いきいき支援センター あて FAX :		事業所名 FAX :
---	--	---------------

平成 年 月 日

事業所空き状況について

生活支援型訪問サービス ・ ミニデイ型通所サービス につきまして、翌月分、翌々月分の事業所における空き状況（新規利用者受け入れ可能状況）を提供いたします。

①空き状況 【 生活支援型訪問サービス・ミニデイ型通所サービス 】

※ NAGOYA かいごネット掲載情報

	日	月	火	水	木	金	土
() 月分							
() 月分							

《空き状況の目安》

【○：十分空き有り】 【△：少し空き有り】 【×：空きなし】 【問：問い合わせ可】

【一：休業日】 【空白：情報なし】

②その他特記事項

「①空き状況」で伝えきれない事業所情報等があれば、下表にご記入ください。

※ NAGOYA かいごネット非掲載情報

介 護 入 門 。 ま ず は 、 3 日 で

地域の福祉貢献に興味のある方へ

これから介護の仕事に携わりたい方へ

平成29年度 名古屋市 高齢者日常生活支援 研修

テキスト代500円のみで
参加できます！



名古屋市では、「支援を必要とする高齢者の方々」に「掃除」「洗濯」等をお手伝いする「生活支援サービス」を提供することで、住みなれた地域での自立した生活を応援していきたいと考えています。

「高齢者日常生活支援研修」は、そのサービス提供の担い手として活動していただく方々を養成するための研修です。

研修では、

- ・「生活支援の方法」「医学や認知症に関する知識」についての講義
- ・介護サービスの現場の見学

を通じて生活支援に必要な知識を学んでいただきます。

あなたも困っている高齢者の為に
生活支援の担い手となり、地域で活躍しませんか？

■対象：名古屋市在住・在勤者（介護資格のない方）

■日程：平成29年6月～平成30年2月

※3日間の研修です。修了後、名古屋市より修了証を発行します。

■定員：40名×12コース開催 ※定員超えの場合抽選。結果はお知らせします。

■参加費：無料（テキスト代500円）

■場所：名古屋市内各所

■当日持ち物：筆記具/昼食/テキスト代(500円)

■裏面申込書にてFAXまたは郵送でお申し込みください。

※詳細は裏面参照ください。

主催：名古屋市（健康福祉局介護保険課）

受託法人：特定非営利活動法人 なごや福祉ネット

お問合せ： ☎052-918-7410 fax052-918-7411

（事務局 特定非営利活動法人かくれんぼ内）

研修プログラム

お申し込みは、FAXまたは郵送で！
事務局：なごや福祉ネット(特定非営利活動法人かくれんぼ内) FAX(052)-918-7411
郵送の場合 〒462-0047名古屋市北区金城町4丁目47 まで

★申込締切を過ぎてからのキャンセルは致しかねます。変更・キャンセルは必ず申込締切日までにご相談ください。

コース	研修日時 ★3日間の研修です			申込締切	研修場所
	1日目【座学】 9:00~17:00 <small>※受付時間8:30~。受付を済ませ開始時間前に着席してください。</small>	2日目【施設見学】 9:00~12:00または13:00~16:00 <small>3日間の中から1日のみ希望日を選択してください。 ※見学先は受講1日目にお知らせします。</small>	3日目【座学】 9:00~17:00		
第1回コース	6/10(土)	6/11(日) 6/12(月)	6/13(火)	5/26(金) 締切	熱田区金山町1丁目7-13 (最寄駅等: JR・名鉄・地下鉄 金山)
第2回コース	6/21(水)	6/22(木) 6/23(金)	6/24(土)	6/6(火) 締切	南区東又兵衛5丁目1-16 (最寄駅等: JR笠寺、市バス笠寺駅)
第3回コース	7/22(土)	7/23(日) 7/24(月)	7/25(火)	7/7(金) 締切	瑞穂区瑞穂町川澄1 (最寄駅等: 地下鉄桜山、市バス市立大学病院)
第4回コース	8/2(水)	8/3(木) 8/4(金)	8/5(土)	7/18(火) 締切	北区清水4丁目17-1 (最寄駅等: 地下鉄黒川、市バス北区役所)
第5回コース	9/4(月)	9/5(火) 9/6(水)	9/7(木)	8/20(日) 締切	中村区名駅4丁目4-38 (最寄駅等: JR・名鉄・近鉄・地下鉄 名古屋)
第6回コース	9/17(日)	9/18(月) 9/19(火)	9/20(水)	9/2(土) 締切	東区茶3-7-14 (最寄駅: 地下鉄千種、地下鉄車道)
第7回コース	10/8(日)	10/9(月) 10/10(火)	10/11(水)	9/23(土) 締切	緑区南大高2丁目204番地 (最寄駅等: JR南大高、市バス南大高駅)
第8回コース	11/7(火)	11/8(水) 11/9(木)	11/10(金)	10/23(月) 締切	熱田区五番町3-6 (最寄駅等: 地下鉄六番町)
第9回コース	11/19(日)	11/20(月) 11/21(火)	11/22(水)	11/4(土) 締切	熱田区金山町1丁目7-13 (最寄駅等: JR・名鉄・地下鉄 金山)
第10回コース	12/5(火)	12/6(水) 12/7(木)	12/8(金)	11/20(月) 締切	千種区稲舟通1-39 (最寄駅等: 地下鉄本山)
第11回コース	1/20(土)	1/21(日) 1/22(月)	1/23(火)	1/5(金) 締切	瑞穂区瑞穂町川澄1 (最寄駅等: 地下鉄桜山、市バス市立大学病院)
第12回コース	2/13(火)	2/14(水) 2/15(木)	2/16(金)	1/29(月) 締切	中村区名駅4丁目4-38 (最寄駅等: JR・名鉄・近鉄・地下鉄 名古屋)

申込書

希望コース	第 回コース	【2日目】施設見学 3日間の中から選択し、記入してください。 ※希望コースと同一のコース内で選択してください。	午前 9:00~12:00 午後 13:00~16:00
フリガナ	生年月日		
氏名	S・H	年 月 日	電話番号 () - ()
住所	〒 -		FAX () - ()

【個人情報】の取り扱いについてはお客様が記入された個人情報には、資料送付・電子メール送付・電話連絡などの目的で利用・保管し、第三者に開示・提供することはありません。

高齢者日常生活支援研修 ってなあに？



あなたも この研修で生活支援の担い手となり、
地域で活躍しませんか？

何のための研修なの？

高齢化社会が進む中、一人暮らしの高齢者も増え、家事や身の回りのお手伝い等“ちょっとした支援”を必要とする方が増えています。
これから、地域のみんなでその方々を支えていくため、地域に住む皆様の力が必要です。
名古屋市では、平成28年6月より家事や身の回りのお手伝いをする「生活支援サービス」を開始します。そして、そのサービスの担い手を養成するのがこの研修です。

研修を修了したら何ができるようになるの？

平成28年6月から名古屋市に登録をされた事業所において、「生活支援サービス」の担い手としてお仕事ができます。
具体的には「掃除」や「洗濯」など、ケアが少しだけ必要な高齢者の方々のお手伝いです。
研修修了後、名古屋市より修了証を発行します。

介護のことは何もわからないけど…

介護の知識がない方でも大丈夫です。
この研修は、介護資格を持っていない方が対象です。
カリキュラムも、介護の基礎知識から現場の業務まで、初めての方でもわかりやすく短時間で学べるよう組まれています。
各分野の専門講師が丁寧に説明しますので安心して受講してください。

研修って難しい？わたしでもできるかしら…？

研修は3日間です。1・2日目で介護についての基礎知識を学び、3日目は施設見学です。
これから介護の仕事に携わってみたいけど、介護福祉士や初任者研修(旧2級ヘルパー)は初めての私にはちょっとハードルが高いな…と躊躇されている方は、
まずはこの研修で介護入門してみませんか。

高額介護サービス費の利用者負担限度額の一部変更について

同じ世帯の利用者が同じ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額が、一定の限度額を超えたときに超えた分が支給される高額介護サービス費について、平成 29 年 8 月から、市町村民税課税の方がいる世帯の利用者負担限度額は、一律 44,400 円となります。

利用者負担段階区分		限度額（月額）	
		～平成 29 年 7 月	平成 29 年 8 月～
生活保護の受給者など		15,000 円 （個人）	変更なし
<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢福祉年金受給者 ・ 公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方 		15,000 円 （個人）	
世帯全員が市町村民税非課税		24,600 円	
市町村民税課税者がいる世帯		37,200 円	44,400 円 ※ 1 割負担者のみの世帯については、年間上限額 446,400 円（37,200 円×12 ヶ月）が設定されます。[3 年間の時限措置]
同じ世帯に課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の方がいて、世帯内の 65 歳以上の方の収入合計が単身で 383 万円以上、2 人以上で 520 万円以上の方		44,400 円	変更なし

※年間上限額について

8 月から翌年の 7 月までを 1 つのサイクルとし、この 1 年間の自己負担額の合計額が 446,400 円を超えたときに超えた分を支給します。

7 月 31 日を基準日とし、基準日時点において市町村民税課税の方がいる世帯であって、世帯内の全ての被保険者（介護サービス利用者ではない被保険者も含みます。）が 1 割負担者の世帯について適用となります。

月ごとの高額介護サービス費について支給実績がある方は、年間上限額に係る支給申請は不要となります。

認知症高齢者グループホーム居住費助成の開始について

1 概要

認知症高齢者グループホームには、介護保険の負担限度額（食費・居住費等の補足給付）のような低所得者のための負担軽減策がないことから、認知症高齢者グループホームに入居する低所得者に対して、本市独自の制度として居住費の一部助成を開始するもの。

2 対象者

所得要件	市町村民税非課税世帯で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等の収入額及び非課税年金収入額の合計が 80 万円以下であること（生活保護受給者等は除く） ※別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も市町村民税非課税であること
資産要件	預貯金等が一定額以下（単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円）であること

3 助成額

居住費（家賃・光熱水費）について、月額 20,000 円を上限として助成する。

4 助成のながれ

- ①助成対象者はあらかじめ区役所福祉課または支所区民福祉課へ申請し、発行された認定証を、利用している認知症高齢者グループホーム事業所へ提示する。
- ②助成額の支払いは、原則、認知症高齢者グループホーム事業所への現物給付（市から事業所へ助成額を支払い、助成額を除いた居住費を利用者が負担）とする。

5 開始予定時期

平成 30 年 1 月

※事業所への助成額の支払いは、愛知県国民健康保険団体連合会への介護給付費の請求が確定するサービス提供月の 2 か月後を予定。

6 その他

居住費助成に関する詳細な内容は、今後 NAGOYA かいごネットや広報なごや、市内認知症高齢者グループホーム事業所あての通知等により、順次お知らせする予定。

配食サービス事業の見直しについて

1 概要

本市の介護保険の配食サービス事業は、要支援認定者及び要介護認定者を対象とした生活援助型配食サービス（介護保険特別給付）と、事業対象者を対象とした自立支援型配食サービス（総合事業）とで構成されている。

平成 30 年度から、要支援認定者に係る配食サービスを生活援助型から自立支援型に移行させる。一方、自立支援型配食サービスについて、ケアマネジメントCを省略できることとするとともに、利用期間 6 カ月を廃止する予定である。

2 要支援認定者に係る自立支援型への移行

(1) 目的

- ・自立支援型配食サービスの対象者が要支援認定者と事業対象者となり、介護保険法の規定に沿った形となるとともに、訪問サービスや通所サービスとも一致する。
- ・介護保険特別給付では財源の全てが介護保険料であるが、総合事業では事業費の 22%（第 7 期は 23%）が介護保険料となるため、結果として介護保険料の増加抑制に繋がる。

(2) 移行方法

- ・平成 30 年 3 月末時点において生活支援型配食サービスを利用している要支援認定者について、平成 30 年 4 月から一斉に自立支援型配食サービスに移行させる。
- ・自立支援型への移行に伴う契約書の取り交わしや「利用開始申請書」の提出は不要とする。

3 自立支援型配食サービスの見直し

実施状況等を踏まえ、平成 30 年度から事業対象者を含め、次の見直しを行う。

(1) 介護予防ケアマネジメントCの見直し

自立支援型配食サービスに係るケアマネジメントCを省略できるものとし、それに代えて、区役所へ提出された「利用開始申請書」の写しをいきいき支援センターにて管理する。

(2) 利用期間 6 カ月の廃止

利用期間 6 カ月を廃止し、利用期間終了毎の区役所への申請を不要とする。

4 その他

詳細な内容は、今後 NAGOYA かいごネットや広報なごや、事業所及び居宅介護支援事業所への通知等により、順次お知らせする予定

区役所における要介護認定事務の集約化

1 趣旨

団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年（平成37年）には、要介護認定者が大幅に増加していくことで、区役所における介護保険業務が現行の体制では対応が困難となってくることが見込まれている。

そのため、平成30年度から区役所の要介護認定事務の一部を要介護認定事務センター（仮称、以下「センター」という）に集約化し、事務の効率化を行い、安定した窓口体制を構築していくことで市民サービスの向上を図るもの。



2 概要（次頁イメージ図参照）

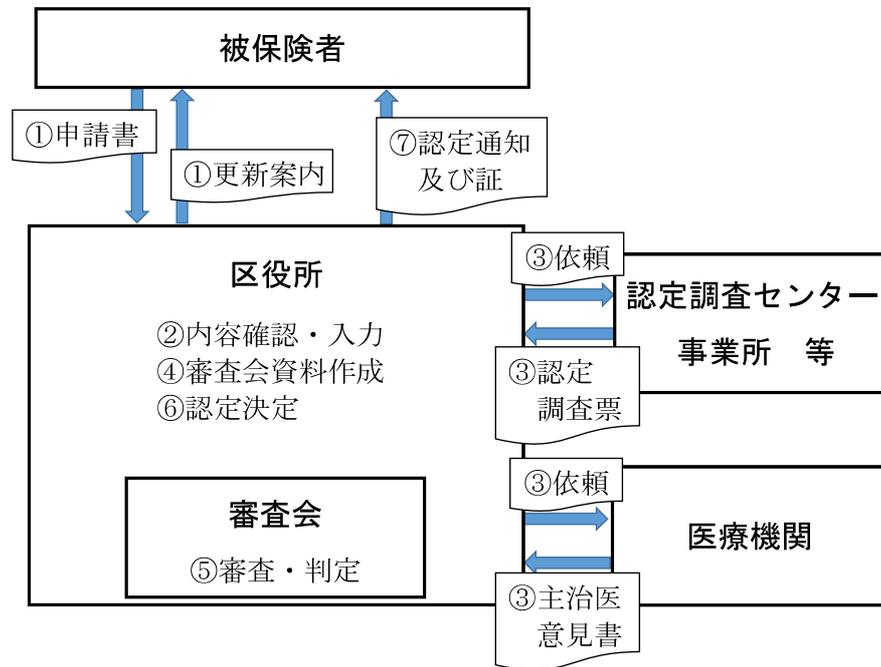
項目	現行	集約化後（平成30年4月から）
認定申請先・認定決定	区長	市長
認定申請書の提出方法	区役所・支所へ提出	新規・区変 → 区役所・支所へ提出 更新 → センターへ郵送
認定調査票及び主治医意見書の依頼・受領・点検	区役所	センター
介護認定審査会の開催	区役所	区役所
認定通知等の送付	区役所	センター

介護保険課（要介護認定事務集約化に係る準備担当）

電話：972-4628 FAX：972-4147

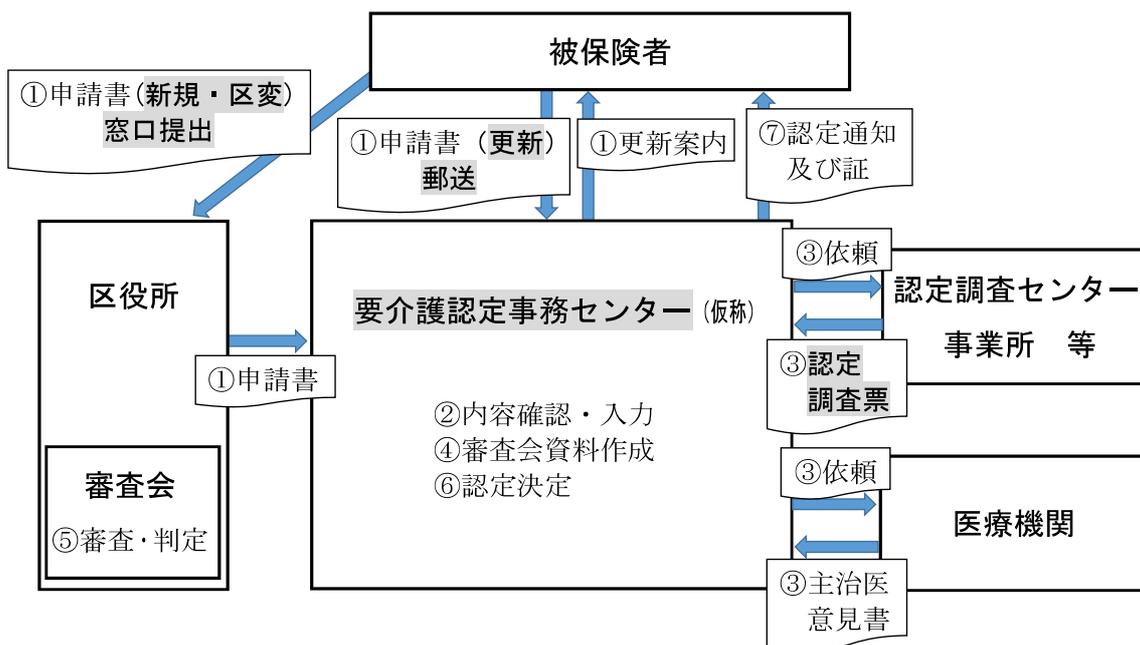
《集約化のイメージ図》

現行の要介護認定事務の流れ



平成30年度

集約化後の要介護認定事務の流れ



平成 29 年度名古屋市主催 初心者向け介護技術研修

介護の初心者集まれ!

昨年度受講生の声 No.1

不安だった
自分のケアに
自信がもてました



昨年度受講生の声 No.2

見よう見まねで習得した
自己流のケア技術を
修正できました



昨年度受講生の声 No.3

「困ったな」
「どうしたらよいか」と
悩んでいた気持ちが
軽くなりました



① 介護技術編 1日コース, 2日コースが選べます。

	1日コース	2日コース
時間	9:00 ~ 17:00	10:30 ~ 15:30
定員	40名	40名
受講料	無料	無料
内容	介護者としての心構え ・介護の仕事の理解 ・組織で働く基本 ・接遇・マナー ・法令遵守など	基本の技術 ・観察と記録 ・移動・移乗ケア ・排泄ケア ・入浴ケア ・食事・口腔ケア など

② 認知症の理解とコミュニケーション技術編 1日コース, 2日コースが選べます。

	1日コース	2日コース
時間	9:00 ~ 17:00	10:30 ~ 15:30
定員	40名	40名
受講料	無料	無料
内容	介護者としての心構え ・介護の仕事の理解 ・組織で働く基本 ・接遇・マナー ・法令遵守など ・認知症の人との会話のマナー	認知症の理解とコミュニケーション ・認知症の定義と原因疾患 ・認知症の人の世界と BPSD 発生の順序 ・ケアを提供するときの基礎となる考え方 ・認知症の人との基本的なコミュニケーション ・行動の背景を理解したケアの工夫 ・不適切なケアの理解と回避方法 ・事例検討 (こんな時どうする?) など

対象者 | 名古屋市に所在地のある介護保険事業所に従事する方 (小規模介護事業所・復職者の方優先*)
 ※昨年度受講された方も受講可能です。 * 優先条件の詳細はお問合せ下さい。

申込方法 | FAX または下記ホームページからお申し込みください。
 開催前月中旬までに受講の可否の連絡および「受講決定通知」を FAX にてお送りいたします。
 ・ FAX 送信先: 052-242-3020 (研修事務局: 日本福祉大学 社会福祉総合研修センター)
 ・ ホームページ: <http://www.netnfu.ne.jp/kensyu/>
 ※応募者多数の場合には、事業所の規模 (小規模事業所等を優先)、介護関係業務への就業期間 (就業 3 年未満、再就職者等を優先)、1 事業所からの申込み数等を条件に抽選します。抽選条件の詳細は、別途、お問い合わせ下さい。
 ※定員に空きがある場合、申込み受付期間以降もお申込みを受け付けます。詳しくは研修事務局までお問合せ下さい。

本事業は平成 29 年度名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業として実施するものです。

① 介護技術編

●1日コース

研修日	会場	申込締切日
7月22日(土)	名古屋港ポートビル (「名古屋港」駅 徒歩5分)	6月10日(土)
8月4日(金)	名古屋都市センター (「金山」駅 南口すぐ)	7月10日(月)
8月18日(金)	ウインクあいち (「名古屋」駅 徒歩5分)	
9月1日(金)	名古屋企業福祉会館 (「大須観音」駅 徒歩4分)	8月10日(木)
9月22日(金)	ウインクあいち (「名古屋」駅 徒歩5分)	
10月13日(金)	ウインクあいち (「名古屋」駅 徒歩5分)	9月10日(日)
11月10日(金)	ウインクあいち (「名古屋」駅 徒歩5分)	10月10日(火)
11月24日(金)	日本福祉大学 名古屋キャンパス (「鶴舞」駅 徒歩2分)	
12月22日(金)	名東区社会福祉協議会 (「上社」駅 徒歩すぐ)	11月10日(金)
1月17日(水)	ウインクあいち (「名古屋」駅 徒歩5分)	12月10日(日)
2月2日(金)	日本福祉大学 名古屋キャンパス (「鶴舞」駅 徒歩2分)	1月10日(水)

●2日コース

* 両日の参加が前提です

研修日	会場	申込締切日
10月16日(月) 12月6日(水)	日本福祉大学 名古屋キャンパス (「鶴舞」駅 徒歩2分)	9月10日(日)

② 認知症の理解とコミュニケーション技術編

●1日コース

研修日	会場	申込締切日
7月26日(水)	日本福祉大学 名古屋キャンパス (「鶴舞」駅 徒歩2分)	6月10日(土)
8月23日(水)	ウインクあいち (「名古屋」駅 徒歩5分)	7月10日(月)
10月26日(木)	日本福祉大学 名古屋キャンパス (「鶴舞」駅 徒歩2分)	9月10日(日)
11月18日(土)	日本福祉大学 名古屋キャンパス (「鶴舞」駅 徒歩2分)	10月10日(火)
11月21日(火)	ウインクあいち (「名古屋」駅 徒歩5分)	
1月24日(水)	日本福祉大学 名古屋キャンパス (「鶴舞」駅 徒歩2分)	12月10日(日)

●2日コース

* 両日の参加が前提です

研修日	会場	申込締切日
12月20日(水) 2月14日(水)	日本福祉大学 名古屋キャンパス (「鶴舞」駅 徒歩2分)	11月10日(金)



より研修効果を上げるためには…

研修後に研修内容を職場で共有することがポイントです！



初心者向け介護技術研修受講申込書

FAX 052-242-3020

参加希望研修	介護技術 ・ 認知症の理解とコミュニケーション技術				
参加希望コース	1日コース(月 日) ・ 2日コース				
法人名					
事業所名					
事業所種類		事業所利用定員			名
事業所住所	〒				
事業所 TEL・FAX	TEL		FAX		
担当者名	※研修に関わること連絡をさせて頂く場合があります				
参加希望者 *…記入必須項目					
フリガナ* 氏名	性別*	介護に関する資格の* 有無(資格名称)	現在の介護事業所* への就職年月	介護事業所への復職者* かどうか	直前の介護事業所の 退職年月(復職者のみ)
		有() ・ 無	年 月	復職者である・復職者でない	年 月
		有() ・ 無	年 月	復職者である・復職者でない	年 月
		有() ・ 無	年 月	復職者である・復職者でない	年 月
<p>本事業について何を見て知りましたか 郵便送付(チラシ)・FAX送付(チラシ)・NAGOYA かいごネットHP 日本福祉大学社会福祉総合研修センターHP・その他()</p> <p>受講理由(なぜこの講座を受講したいのか)を教えてください。(参加希望の方が記入)</p> <p>本研修に期待することを教えてください。(管理者の方が記入)</p> <p>通信欄</p>					

ご記入いただいた個人情報は、本研修を適正かつ円滑に遂行するために使用し、それ以外の目的では利用しません。

研修事務局(名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業委託団体)

日本福祉大学社会福祉総合研修センター

〒460-0012 愛知県名古屋市中区千代田5-22-35

TEL: 052-242-3069 FAX: 052-242-3020

Open 月~金 10:00~17:00 Close 土・日・祝

社会福祉総合研修センター

